

あきた

第 1044 号

平成24年 5月10日
毎月10日発行

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

教 委 規 則

- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第8号） 2
- 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則（第9号） 2

公 平 委 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第1号） 3

告 示

- 犬の登録手数料の徴収業務の委託について（第88号） 3
- 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務の委託について（第89号） 3
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第90号） 3
- 秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料収納業務の委託について（第91号） 3
- 出納員および現金取扱員への委任等について（第92号） 4
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第93号） 6
- 空きびん・空きかん等の売払収入徴収事務の委託について（第94号） 6
- 平成24年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第95号） 6
- 環境基本法による騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について（第96号） 7
- 市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収業務の委託について（第97号） 7
- チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務の委託について（第98号） 7
- 秋繰近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について（第99号） 7
- 秋田市保健所取扱い手数料の徴収業務の委託について（第100号） 7
- 一部有料公園施設の施設使用料の徴収事務の委託について（第101号） 7
- 地域総合整備資金貸付金の貸付に係る償還金の徴収事務の委託について（第102号） 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第103号） 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第104号） 8
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定につい

- て（第105号） 8
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第106号） 8
- 平成23年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第107号） 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第108号） 8
- 放置自転車等の撤去および保管について（第109号） 9
- 秋田市議会臨時会の招集について（第110号） 9
- 秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第111号） 9
- 平成23年度第8期国民健康保険税督促状の公示送達について（第112号） 9
- 生活保護法による介護機関の指定、変更、休止および廃止について（第113号） 9
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第114号） 10
- 特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について（第115号） 10
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第116号） 10
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第117号） 10
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第118号） 10
- 市道路線の供用開始について（第119号） 11
- 市道路線の供用開始について（第120号） 11
- 平成23年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第121号） 11
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第122号） 11
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第123号） 11
- 平成24年度の地籍調査の指定について（第124号） 11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第125号） 12
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第126号） 12
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第127号） 12
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第128号） 12
- 専決処分した予算およびその要領について（第129号） 12
- 平成24年4月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第130号） 14
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第131号） 15
- 平成24年4月24日付けの秋田市告示第126号の訂正について（第132号） 16

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第7号）……………16
○教育委員会臨時会の招集について（第8号）……………16

選 管 告 示

- 雄和中央土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第6号）……………16
○雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第7号）…16
○平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第8号）……………16
○平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において、当選証書を付与した当選人の氏名および住所について（第9号）……………17

雄中選挙長告示

- 平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）……………17
○平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号）……………17
○平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第3号）……………19
○平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙の第1選挙区について（第4号）……………19
○平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙の第2選挙区について（第5号）……………19
○平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙の第3選挙区について（第6号）……………19
○平成24年4月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第7号）……………19

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第5号）……………20

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の休止について（第12号）……………20
○指定排水設備工事業者の指定について（第13号）……………20

公 告

- 平成24年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について……………20
○平成24年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について……………21
○公募型指名競争入札の執行について……………24
○都市計画道路の変更に関わる図書の写しの縦覧について……………25
○都市計画道路の変更に関わる図書の写しの縦覧について……………25
○放置自転車等の撤去および保管について……………25
○入札参加資格の申請の受付について……………25
○入札参加資格の申請の受付について……………27
○入札参加資格の申請の受付について……………28
○開発行為に関する工事の完了について……………29
○公募型プロポーザルの実施について……………29
○入札参加希望者の公募について……………30

- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………31
○農用地利用集積計画の策定について……………31
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………31
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………32
○入札参加希望者の公募について……………32
○土地区画整理法による工作物等の移転通知および照会の書類の掲示について……………33
○土地区画整理法による工作物等の移転通知および照会の書類の掲示について……………33

選 管 公 告

- 平成23年度における秋田市選挙人名簿妙本の閲覧状況について……………34

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………35
○一般競争入札の執行について……………36
○一般競争入札の執行について……………37
○一般競争入札の執行について……………38
○一般競争入札の執行について……………39
○入札参加希望者の公募について……………40
○一般競争入札の執行について……………41
○入札参加希望者の公募について……………41
○入札参加希望者の公募について……………43
○入札参加希望者の公募について……………44
○入札参加希望者の公募について……………45
○入札参加希望者の公募について……………46

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

秋田市教委規則第8号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項スポーツ振興課の項第6号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同項第10号中「古川町街区公園内のグラウンド」を「土崎市民グラウンド」に改め、同項第15号中「全国高等学校総合体育大会」を「東北総合体育大会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

秋田市教委規則第9号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立太平小学校、山谷小学校、太平中学校共同調理場の項を次のように改める。

秋田市立太平小学校、太平	太平小学校および太平中学校 中学校共同調理場
--------------	---------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4 月23日

秋田市公平委員会

委員長 面 山 恭 子

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「課長補佐 副参事」を「課長補佐」に改め、同表市長の補助機関の項本庁機関の項中「報道官」を「報道官 担当官」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

大学設置準備室	を
大学設置準備室長 次長 参事 副参事	

大学設置準備室	に、
大学設置準備室長 参事 副参事	

秋田市民交流プラザ管理室	を
プラザ管理室長 副理事 副参事	

秋田市民交流プラザ管理室	に、
プラザ管理室長 参事	

子ども未来センター	を
所長 参事 所長補佐	

母子生活支援施設
施設長

保育所
土崎保育所長

動物園
園長 事務長 参事 副参事

中央卸売市場
市場長 室長 参事 室長補佐 副参事

子ども未来センター	
所長 参事	

母子生活支援施設
施設長 副参事

保育所	に
泉保育所長	

動物園
園長 事務長 参事 副園長 副参事

中央卸売市場
市場長 室長 副参事

改め、同表選挙管理委員会事務局の項中「参事」を「参事 副参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月1日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 松 本 実

秋田市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料収納業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市御所野地蔵田三丁目 1 番 1 号

財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会

理事長 淡 路 孝 次

秋田市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

課 所 室	委 任 事 務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍類頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
管財課	管財課において取扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務、市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務および市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
企画調整課	寄附金の収納に関する事務
情報統計課	入札保証金に関する受領等についての事務
市民税課	市民税課および資産税課で取扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取扱う釣銭の出納保管に関する事務
資産税課	資産税課で取扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本手数料の収納に関する事務
東京事務所	寄附金の収納に関する事務
生活総務課	各コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務
太平地域センター	太平地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
御野場地域センター	御野場地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。南地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
上北手地域センター	上北手地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話利用収入の収納に関する事務
下北手地域センター	下北手地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	コインコピー機に関する費用の徴収についての事務。計量検査手数料の収納に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

外旭川地域センター	外旭川地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
上新城地域センター	上新城地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
金足地域センター	金足地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の出納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
秋田市民交流プラザ管理室	市民交流プラザ使用料、複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	心身障害者居室整備資金貸付元利金ならびに身体障害者および知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
食肉衛生検査所	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務
子ども総務課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子寡婦福祉資金貸付元利金、助産施設負担金、母子生活支援施設負担金および児童扶養手当の返還金の収納に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料および電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭系ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、電話料等およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入および寄附金の収納に関する事務
観光物産課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
農林総務課	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
建設総務課	建設総務課および道路建設課において取扱う諸証明手数料、使用料および寄附金の収納に関する事務。市道証明手数料および市道幅員証明手数料の収納に関する事務。道路占用料および東西歩道橋広告板使用料の収納に関する事務。法定外公共物使用料の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。光沼近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金および土地売払収入の徴収に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告物等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告業登録申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務

秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課	秋田公立美術工芸短期大学の授業料および校地校舎使用料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の授業料および校地校舎使用料の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の入学検定料、入学料および諸証明手数料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の入学検定料および入学金の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の電話利用収入および複写機利用収入の収納に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教委・総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
文化振興室	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。釣銭の出納保管に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和 B&G 海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
生涯学習室	将軍野高齢者学習センターの公衆電話使用料の収納に関する事務
中央公民館	中央公民館の使用料の収納に関する事務
東部公民館	公民館手数料に関する事務
南部公民館	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
北部公民館	北部公民館の使用料の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料および複写機利用料の収納に関する事務。中央図書館明徳館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の公衆電話使用料およびコピー料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、図録頒布収入および釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料および使用料、旧金子家住宅使用料ならびに資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓および旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料および入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 多 田 正 明
- 2 委託の期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん、空きかん等の売払収入徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 多 田 正 明
- 2 委託の期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市告示第95号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成24年度固定資産の価格等の全てを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第96号

環境基本法（平成 5 年法律第91号）第16条第 2 項第 2 号イの規定により、騒音に係る環境基準（平成10年 9 月30日環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域および第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域および準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（臨港地区を除く。）および工業地域（臨港地区を除く。）

備考

- この表において「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」および「工業地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域をいう。
- この表において、「臨港地区」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号に掲げる臨港地区をいう。

秋田市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収業務を次の者に委任したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 受託者の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目 8 番 5 号
社団法人 秋田市医師会
会長 福 島 幸 隆
- 委任の期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までの 1 年間

秋田市告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港西三丁目 9 番15号
株式会社インフォメーションプラザ秋田

代表取締役社長 斎 藤 秋 郎

秋田市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 受託人の住所および氏名
秋田市泉中央三丁目10番21号
ファミリーマート秋田泉中央三丁目店
店長 谷 村 武 義
- 委託期間
平成24年 4 月 1 日から同年11月30日まで

秋田市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市保健所取扱い手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
秋田食品衛生協会
会長 横 谷 貞 二

秋田市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、一部有料公園施設の施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 多 田 正 明
- 委託期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで
- 有料公園施設の種類又は名称
(1) 雄物川河川緑地野球場
(2) 雄物川河川緑地テニスコート
(3) 一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ
(4) 一つ森公園弓道場
(5) 御所野近隣公園
(6) 御所野総合公園

秋田市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、地域総合整備資金貸付金の貸付に係る償還金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

委託先

住 所 東京都千代田区平河町二丁目 5 番 6 号
法人名 財団法人 地域総合整備財団

代表者名 理事長 柚 木 憲 一

秋田市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 4 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称
本町町内会

2 認可年月日
平成10年12月25日

3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更前 須 藤 兼 義

秋田市太平目長崎字上目長崎230番地

変更後 須 藤 孝 俱

秋田市太平目長崎字本町79番地

4 変更年月日
平成24年 1 月22日

5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 4 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市広面東町町内会

2 認可年月日
平成 9 年12月 2 日

3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更前 一 関 進

秋田市広面字樋ノ下27番地 2

変更後 利 部 輝 美

秋田市広面字樋ノ下27番地 4

4 変更年月日
平成24年 4 月 1 日

5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第105号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成24年 4 月11日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 8 3
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	グループホームかんとう 秋田市榎山川口境11番17号

当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社ケアサービスおちあい 能代市落合字上釜谷地187番地 2 代表取締役 栗山 文子 能代市落合字下悪土148番地
指定の年月日	平成24年 4 月 1 日
地域密着型サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第106号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第 3 号）第 5 条の規定により告示する。

平成24年 4 月12日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 お よ び 診 療 科	辞退する 障害分野	辞退年月日 お よ び 辞 退 理 由
関 啓二	秋田県立脳血管研究センター 心臓血管外科	心臓機能障害	平成24年 3 月31 日 市外勤務のため

秋田市告示第107号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 4 月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成23年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 4 月13日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
晃ヶ丘町内会
- 認可年月日
平成10年 4 月17日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更前 中 川 弘 人

秋田市下新城中野字街道端西89番地109

変更後 佐々木 廣 美

秋田市下新城中野字街道端西89番地169

- 変更年月日
平成24年 4 月 1 日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第109号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年 4 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
- (2) 撤去し、保管した年月日
- 平成24年 3 月1日から同月31日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
- 平成24年 4 月30日から同年10月30日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
- 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
- この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問合せ先
- 秋田市山王一丁目1番1号
- 秋田市都市整備部交通政策課 電話866－2035
- 秋田市東通仲町4番3号
- 秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第110号

平成24年 4 月23日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
平成24年 4 月16日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 2 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 3 平成24年度秋田市一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について承認を求める件
- 4 平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）に関する専決処分について承認を求める件
- 5 平成24年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件
- 6 秋田市固定資産評価員の選任について同意を求める件

秋田市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規

定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月16日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷龍二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 取締役社長 柳原 良秋
秋田市牛島東五丁目2番35号	佐藤書店 佐藤 金義
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎代表 三浦 正宏
能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋田 マサ
東京都町田市原町田一丁目10番15号	株式会社有隣堂 町田外商課課長 佐藤 芳孝
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八木 唯史
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太田 盟子

秋田市告示第112号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 4 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度第8期国民健康保険税督促状

秋田市告示第113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 4 月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
福祉コンピューターヘルパーステーション	秋田市土崎港中央一丁目16番21号 矢守ビル2階	平成24年 3月1日
福祉コンピューター介護用品	秋田市土崎港中央一丁目16番21号 矢守ビル2階	平成24年 3月1日

ケ ア セ ン タ ー ひ ば り	秋田市茨島二丁目15番29号 アーバンティ菅鉄Ⅱ－101	平成24年 3 月 1 日
ケアプランセンター ひ ば り	秋田市茨島二丁目15番29号 アーバンティ菅鉄Ⅱ－101	平成24年 3 月 1 日
小規模多機能型居 宅介護事業所太陽	秋田市高陽青柳町 9 番20号	平成24年 3 月 1 日
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 太 陽	秋田市高陽青柳町 9 番20号	平成24年 3 月 1 日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
秋田在宅ケアセ ンター	秋田市東通三 丁目 9 番31号	秋田市下北手 松崎字前谷地 142番地 1	平成24年 1 月16日

3 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
福祉コンピューター ヘルパーステーション	秋田市土崎港中央一丁目16 番21号	平成24年 2 月29日
福祉コンピューター 介 護 用 品	秋田市土崎港中央一丁目16 番21号	平成24年 2 月29日

4 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
光 峰 苑 ホ ー ム ヘルパーステーション	秋田市添川字鶴木台65番地 3	平成24年 3 月31日

秋田市告示第114号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第 3 号）第 5 条の規定により告示する。

平成24年 4 月19日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 お よ び 診 療 科	辞退する 障害分野	辞退年月日 お よ び 辞 退 理 由
増田 豊	秋田大学医学 部附属病院 精神科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害	平成24年 4 月 2 日 身体障害者手帳 の交付に係る診 断書の作成を行 わないため

秋田市告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市川尻若葉町 1 番 5 号
社団法人 秋田県計量協会

会長 森 洋

2 委託契約期間

平成24年 6 月 1 日から同年10月31日まで

秋田市告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成24年 4 月19日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
梶 野 眼 科 医 院	秋田市中通六丁目 1 番 7 号	平成24年 1 月31日
渡辺整形外科医院	秋田市千秋矢留町 2 番 5 号	平成24年 2 月29日

秋田市告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成24年 4 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
本間ヨシ子	柊治療院	秋田市新屋表町11番25 号 アートハウス102 号	平成24年 4 月 1 日

2 廃止

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
小松 由佳	柊治療院	秋田市新屋表町11番25 号 アートハウス106 号	平成24年 3 月31日

秋田市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年 4 月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市御所野元町四丁目町内会
- 2 認可年月日
平成 4 年 3 月27日
- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 京 野 進

秋田市御所野元町四丁目 1 番 4 号

変更後 加 藤 正 信

秋田市御所野元町四丁目 5 番41号

4 変更年月日

平成24年 4 月 1 日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第119号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月19日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
41233	土崎駅前線	秋田市土崎港中央三丁目151番 1 地先 秋田市土崎港中央六丁目375番 6 地先

2 供用開始の期日 平成24年 4 月19日

3 縦覧期間

平成24年 4 月19日から同年 5 月 2 日まで

秋田市告示第120号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月19日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1079	川尻寺内線	秋田市八橋イサノ二丁目105番 1 地先 秋田市八橋イサノ二丁目36番地先

2 供用開始の期日 平成24年 4 月19日

3 縦覧期間

平成24年 4 月19日から同年 5 月 2 日まで

秋田市告示第121号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 4 月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第122号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年 4 月23日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	有限会社コリウス
事業所の名称 および所在地	ショートステイ千乃恵 秋田市四ツ小屋字城下当場253番地 4
指定の年月日	平成24年 4 月15日
サービスの種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

秋田市告示第123号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年 4 月23日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	有限会社優介護
事業所の名称 および所在地	さくらデイサービス広面店 秋田市広面字川崎146番地 4
指定の年月日	平成24年 4 月15日
サービスの種類	通所介護 介護予防通所介護

秋田市告示第124号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、秋田県知事が平成24年度における地籍調査として指定したので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日
平成24年 4 月24日 秋田県告示第234号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 座標補正・検証測量実施地区
秋田市雄和平尾鳥字広面および字藤森の各一部
秋田市河辺和田字上野、字石川河原および字式田の各一部
 - (2) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字広面、字藤森および字長滝の各一部
 - (3) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝および字中谷地の各一部
- 4 調査期間
平成24年 4 月16日から平成25年 3 月29日まで

秋田市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 4 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
瑞穂町内会
- 2 認可年月日
平成 8 年10月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 吉 田 文 夫
秋田市仁井田栄町13番16号
変更後 山 本 久 雄
秋田市仁井田栄町12番16号
- 4 変更年月日
平成24年 4 月 8 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 4 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
戸島・白熊地域融和会
- 2 認可年月日
平成 4 年 3 月11日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 関 清 秋
秋田市河辺戸島字本町286番地
変更後 鈴 木 孝 憲
秋田市河辺戸島字本町277番地
- 4 変更年月日
平成24年 4 月 6 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第127号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。
平成24年 4 月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

開設者名称	変更事項（医療機関の名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
株式会社グッドネイバー	株式会社小泉薬局	小泉薬局	平成24年 4 月 1 日

秋田市告示第128号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。
平成24年 4 月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第 1 号	小泉薬局	秋田市南通亀の町14番20号	平成24年 5 月 1 日
第 2 号	日吉薬局	秋田市新屋日吉町 6番19号	平成24年 5 月 1 日
第 3 号	西岡メディカル薬局秋田店	秋田市将軍野青山町 4 番45号	平成24年 5 月 1 日
第 4 号	西岡メディカル薬局秋田・寺内店	秋田市寺内堂ノ沢三丁目 6 番 5 号	平成24年 5 月 1 日
第 5 号	佐野薬局原の町店	秋田市保戸野原の町 8 番13号	平成24年 5 月 1 日

秋田市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。
平成24年 4 月26日

秋田市長 穂 積 志

専決第26号

専 決 処 分 書

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,194,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 17,324,480	千円 20,073	千円 17,344,553
	1 国庫負担金	14,669,409	9,373	14,678,782
	2 国庫補助金	2,573,907	10,700	2,584,607
20 繰越金		590,000	29,708	619,708
	1 繰越金	590,000	29,708	619,708
22 市 債		11,152,000	15,200	11,167,200
	1 市債	11,152,000	15,200	11,167,200
歳 入 合 計		121,130,000	64,981	121,194,981

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		千円 18,529	千円 64,981	千円 83,510
	2 公共土木施設災害復旧費	18,525	39,708	58,233
	3 教育施設災害復旧費	2	16,932	16,934
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	8,341	8,341
歳 出 合 計		121,130,000	64,981	121,194,981

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
公共土木施設災害復旧費	5,000	10,600	15,600			
教育施設災害復旧費	—	4,600	4,600	普通貸借 又は証券 発行	5.0％以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	11,152,000	15,200	11,167,200			

専決第27号

専 決 処 分 書

平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
の件上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第
179条第1項の規定に基づき専決処分する。平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
平成24年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 77,396	千円 3,550	千円 80,946
	1 繰入金	77,396	3,550	80,946
5 市 債		0	8,000	8,000
	1 市債	0	8,000	8,000
歳 入 合 計		321,335	11,550	332,885

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 災害復旧費		千円 0	千円 11,550	千円 11,550
	1 地方卸売市場施設災害復旧費	0	11,550	11,550
歳 出 合 計		321,335	11,550	332,885

第2表 市 債

（単位：千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
地方卸売市場施設災害復旧費	8,000	普通貸借 又は証券 発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	8,000			

秋田市告示第130号

平成24年 4 月23日の「平成24年 4 月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年 4 月26日

秋田市長 穂 積 志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,365,648

千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 5,846,565	千円 52,573	千円 5,899,138
	2 県補助金	2,405,639	52,573	2,458,212
20 繰越金		619,708	68,094	687,802
	1 繰越金	619,708	68,094	687,802
21 諸収入		6,526,525	50,000	6,576,525
	3 貸付金元利収入	5,303,185	50,000	5,353,185
歳 入 合 計		121,194,981	170,667	121,365,648

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		千円 1,959,828	千円 160,565	千円 2,120,393
	1 農業費	1,079,249	160,565	1,239,814
11 災害復旧費		83,510	10,102	93,612
	3 教育施設災害復旧費	16,934	9,506	26,440
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	8,341	596	8,937
歳 出 合 計		121,194,981	170,667	121,365,648

第2表 債務負担行為補正
(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
暴 風 害 復 旧 支 援 資 金 利 子 補 給	平成24年度～平成33年度	3,769
農 業 経 営 安 定 資 金 利 子 補 給	平成24年度～平成28年度	967

秋田市告示第131号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成24年 4 月27日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 お よ び 診 療 科 名	辞退する 障害分野	辞退年月日 お よ び 辞 退 理 由
湯朝 信博	秋田赤十字 病院 整形外科	肢体不自由	平成24年 3 月31日 市外勤務のため
須田 健	秋田赤十字 病院 整形外科	肢体不自由	平成24年 3 月31日 市外勤務のため

高橋陽一郎	秋田赤十字 病院 循環器内科	心臓機能障 害	平成24年 3 月31日 市外勤務のため
-------	----------------------	------------	-------------------------

秋田市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の後段の規定に基づく、平成24年 4 月24日付けの秋田市告示第126号を次のとおり訂正する。

平成24年 4 月27日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

3 変更があった事項およびその内容の項中、
「代表者の氏名及び住所

変更前 関 清 秋

秋田市河辺戸島字本町286番地 を

変更後 鈴木 孝 憲

秋田市河辺戸島字本町277番地」

「代表者の氏名及び住所

変更前 関 清 秋

秋田市河辺戸島字本町286番地

変更後 鈴木 孝 憲

秋田市河辺戸島字本町277番地 に訂正する。

事務所の所在地

変更前 秋田市河辺戸島字本町286番地

変更後 秋田市河辺戸島字本町277番地」

教 委 告 示

秋田市教委告示第 7 号

平成24年 4 月 6 日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年 4 月 4 日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

付議案件

- 平成24年度秋田市の教育について
- 職員の人事について承認を求める件

秋田市教委告示第 8 号

平成24年 4 月17日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成24年 4 月12日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

付議案件

教育委員会職員の懲戒処分に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第 6 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、雄和中央土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第 3 項および第 4 項の規

定により告示する。

平成24年 4 月16日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 選挙の期日 平成24年 4 月23日
- 投票の時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 選挙区および選挙すべき総代の数
第 1 選挙区 15人
第 2 選挙区 7 人
第 3 選挙区 10人

秋市選管告示第 7 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 8 条第 1 項、第 3 項および第 5 項の規定に基づき、平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第 8 条第 7 項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成24年 4 月16日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

雄和中央土地改良区総代の総選挙

選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田県秋田市雄和女米 木字長面15番地	安 藤 一 郎
	職 務 代理人	秋田県秋田市雄和女米 木字宝生口179番地	石 井 進
	選 挙 立会人	秋田県秋田市雄和相川 字台林31番地	渡 辺 一 孝
	選 挙 立会人	秋田県秋田市雄和相川 字高野143番地	伊 藤 錚 悦
第 2 選挙区	選挙長	秋田県秋田市雄和種沢 字館ヶ沢58番地	佐 藤 政 光
	職 務 代理人	秋田県秋田市雄和平尾 鳥字野田87番地 4	齊 藤 和 夫
	選 挙 立会人	秋田県秋田市雄和種沢 字戸草沢151番地	鈴木 卓 見
	選 挙 立会人	秋田県秋田市雄和種沢 字太子前13番地	伊 藤 満
第 3 選挙区	選挙長	秋田県秋田市雄和椿川 字中村71番地	山 内 善 美
	職 務 代理人	秋田県秋田市雄和石田 字前田105番地 1	伊 藤 隆 榮
	選 挙 立会人	秋田県秋田市雄和下黒 瀬字白根沢293番地	堀 井 久 悦
	選 挙 立会人	秋田県秋田市雄和平沢 字大部55番地	牧 野 吉 郎

秋市選管告示第 8 号

平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

第 1 選挙区

秋田市雄和女米木字長面46番地	長谷部 輝 男
秋田市雄和女米木字川崎51番地	高 橋 寅 夫
秋田市雄和相川字銅屋176番地	金 昭 弘
秋田市雄和相川字銅屋106番地	伊 藤 悟
秋田市雄和相川字銅屋257番地	秋 元 勝
秋田市雄和相川字下野498番地 4	長谷部 信 男
秋田市雄和相川字銅屋277番地 1	加 藤 徳 義
秋田市雄和相川字高野309番地	皆 川 一 彦
秋田市雄和相川字銅屋116番地10	金 一 男
秋田市雄和女米木字宝生口184番地	安 藤 悦 朗
秋田市雄和相川字高野15番地 1	伊 藤 敏 一
秋田市雄和相川字高野231番地	皆 川 春 和
秋田市雄和戸賀沢字御江田45番地	佐々木 久 義
秋田市雄和女米木字猫沢165番地	京 極 五 郎
秋田市雄和戸賀沢字御江田73番地	石 井 健

第 2 選挙区

秋田市雄和平尾鳥字中山51番地 1	角 田 金 一
秋田市雄和種沢字戸草沢156番地	古 屋 義 光
秋田市雄和平尾鳥字中村83番地 1	酒 井 慶 一
秋田市雄和種沢字太子前71番地	齊 藤 聡
秋田市雄和種沢字前田 8 番地	齊 藤 良 行
秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花165番地	竹 下 敏 夫
秋田市雄和平尾鳥字下野175番地	斉 藤 励

第 3 選挙区

秋田市雄和下黒瀬字町屋敷107番地	佐 藤 雅 久
秋田市雄和石田字前田108番地	杉 山 文 彦
秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地97	佐 藤 太次美
秋田市雄和椿川字方福97番地	佐 藤 壽 雄
秋田市下浜檜田字上野83番地	高 橋 友 勝
秋田市雄和下黒瀬字町屋敷104番地 1	小助川 誠 生
秋田市雄和平沢字金沢77番地10	齊 藤 信 勝
秋田市雄和平沢字舟津田19番地	齊 藤 廣 治
秋田市雄和平沢字水沢77番地	伊 藤 新 一
秋田市雄和下黒瀬字湯野目221番地	池 田 吉 正

秋市選管告示第 9 号

平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の氏名および住所を次のとおり告示する。

平成24年 4 月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

第 1 選挙区

秋田市雄和女米木字長面46番地	長谷部 輝 男
秋田市雄和女米木字川崎51番地	高 橋 寅 夫
秋田市雄和相川字銅屋176番地	金 昭 弘
秋田市雄和相川字銅屋106番地	伊 藤 悟
秋田市雄和相川字銅屋257番地	秋 元 勝
秋田市雄和相川字下野498番地 4	長谷部 信 男
秋田市雄和相川字銅屋277番地 1	加 藤 徳 義
秋田市雄和相川字高野309番地	皆 川 一 彦
秋田市雄和相川字銅屋116番地10	金 一 男

秋田市雄和女米木字宝生口184番地
秋田市雄和相川字高野15番地 1
秋田市雄和相川字高野231番地
秋田市雄和戸賀沢字御江田45番地
秋田市雄和女米木字猫沢165番地
秋田市雄和戸賀沢字御江田73番地

安 藤 悦 朗
伊 藤 敏 一
皆 川 春 和
佐々木 久 義
京 極 五 郎
石 井 健

第 2 選挙区

秋田市雄和平尾鳥字中山51番地 1
秋田市雄和種沢字戸草沢156番地
秋田市雄和平尾鳥字中村83番地 1
秋田市雄和種沢字太子前71番地
秋田市雄和種沢字前田 8 番地
秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花165番地
秋田市雄和平尾鳥字下野175番地

角 田 金 一
古 屋 義 光
酒 井 慶 一
齊 藤 聡
齊 藤 良 行
竹 下 敏 夫
斉 藤 励

第 3 選挙区

秋田市雄和下黒瀬字町屋敷107番地
秋田市雄和石田字前田108番地
秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地97
秋田市雄和椿川字方福97番地
秋田市下浜檜田字上野83番地
秋田市雄和下黒瀬字町屋敷104番地 1
秋田市雄和平沢字金沢77番地10
秋田市雄和平沢字舟津田19番地
秋田市雄和平沢字水沢77番地
秋田市雄和下黒瀬字湯野目221番地

佐 藤 雅 久
杉 山 文 彦
佐 藤 太次美
佐 藤 壽 雄
高 橋 友 勝
小助川 誠 生
齊 藤 信 勝
齊 藤 廣 治
伊 藤 新 一
池 田 吉 正

雄中選挙長告示

雄中選挙長告示第 1 号

平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成24年 4 月16日

雄和中央土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 安 藤 一 郎
第 2 選挙区選挙長 佐 藤 政 光
第 3 選挙区選挙長 山 内 善 美

1 場所

秋田市雄和妙法字上大部23番地
雄和中央土地改良区

2 日時

平成24年 4 月16日 午前 8 時30分から午後 5 時まで
平成24年 4 月17日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

雄中選挙長告示第 2 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成24年 4 月16日

雄和中央土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 安 藤 一 郎
第 2 選挙区選挙長 佐 藤 政 光
第 3 選挙区選挙長 山 内 善 美

第1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成24年 4 月16日	長谷部 輝 男	男	秋田市雄和女米木字長面46番地	昭和16年 6 月18日	農 業
2	平成24年 4 月16日	高 橋 寅 夫	男	秋田市雄和女米木字川崎51番地	昭和25年 1 月17日	農 業
3	平成24年 4 月16日	金 昭 弘	男	秋田市雄和相川字銅屋176番地	昭和31年 7 月16日	農 業
4	平成24年 4 月16日	伊 藤 悟	男	秋田市雄和相川字銅屋106番地	昭和32年 6 月30日	農 業
5	平成24年 4 月16日	秋 元 勝	男	秋田市雄和相川字銅屋257番地	昭和34年 9 月 9 日	農 業
6	平成24年 4 月16日	長谷部 信 男	男	秋田市雄和相川字下野498番地 4	昭和26年 5 月 7 日	農 業
7	平成24年 4 月16日	加 藤 徳 義	男	秋田市雄和相川字銅屋277番地 1	昭和25年 7 月14日	農 業
8	平成24年 4 月16日	皆 川 一 彦	男	秋田市雄和相川字高野309番地	昭和29年 7 月31日	会社員
9	平成24年 4 月16日	金 一 男	男	秋田市雄和相川字銅屋116番地10	昭和38年 1 月31日	農 業
10	平成24年 4 月16日	安 藤 悦 朗	男	秋田市雄和女米木字宝生口184番地	昭和24年 6 月10日	農 業
11	平成24年 4 月16日	伊 藤 敏 一	男	秋田市雄和相川字高野15番地 1	昭和29年 4 月26日	会社員
12	平成24年 4 月16日	皆 川 春 和	男	秋田市雄和相川字高野231番地	昭和24年 2 月 2 日	農 業
13	平成24年 4 月16日	佐々木 久 義	男	秋田市雄和戸賀沢字御江田45番地	昭和26年 3 月25日	農 業
14	平成24年 4 月16日	京 極 五 郎	男	秋田市雄和女米木字猫沢165番地	昭和17年 9 月27日	農 業

第2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成24年 4 月16日	角 田 金 一	男	秋田市雄和平尾鳥字中山51番地 1	昭和18年 5 月 6 日	農 業
2	平成24年 4 月16日	古 屋 義 光	男	秋田市雄和種沢字戸草沢156番地	昭和26年 6 月 5 日	農 業
3	平成24年 4 月16日	酒 井 慶 一	男	秋田市雄和平尾鳥字中村83番地 1	昭和31年 5 月29日	農 業
4	平成24年 4 月16日	齊 藤 聡	男	秋田市雄和種沢字太子前71番地	昭和30年 3 月14日	農 業
5	平成24年 4 月16日	齊 藤 良 行	男	秋田市雄和種沢字前田 8 番地	昭和24年 1 月 1 日	農 業
6	平成24年 4 月16日	竹 下 敏 夫	男	秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花165番地	昭和31年 5 月 7 日	団体職員
7	平成24年 4 月16日	齊 藤 励	男	秋田市雄和平尾鳥字下野175番地	昭和32年 4 月29日	会社員

第 3 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成24年 4 月16日	佐 藤 雅 久	男	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷107番地	昭和19年 1 月 8 日	農 業
2	平成24年 4 月16日	杉 山 文 彦	男	秋田市雄和石田字前田108番地	昭和23年11月 3 日	農 業
3	平成24年 4 月16日	佐 藤 太次美	男	秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地97	昭和25年 3 月27日	会社員
4	平成24年 4 月16日	佐 藤 壽 雄	男	秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和30年 1 月31日	会社員
5	平成24年 4 月16日	高 橋 友 勝	男	秋田市下浜槽田字上野83番地	昭和22年 6 月11日	農 業
6	平成24年 4 月16日	小助川 誠 生	男	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷104番地 1	昭和39年 4 月26日	会社役員
7	平成24年 4 月16日	齊 藤 信 勝	男	秋田市雄和平沢字金沢77番地10	昭和27年12月23日	会社員
8	平成24年 4 月16日	齊 藤 廣 治	男	秋田市雄和平沢字舟津田19番地	昭和24年 3 月 5 日	自 営
9	平成24年 4 月16日	伊 藤 新 一	男	秋田市雄和平沢字水沢77番地	昭和23年 3 月 8 日	農 業
10	平成24年 4 月16日	池 田 吉 正	男	秋田市雄和下黒瀬字湯野目221番地	昭和23年 2 月27日	農 業

雄中選挙長告示第 3 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

雄和中央土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 安 藤 一 郎
第 2 選挙区選挙長 佐 藤 政 光
第 3 選挙区選挙長 山 内 善 美

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
15	平成24年 4 月17日	石 井 健	男	秋田市雄和戸賀沢字御江田73番地	昭和44年 7 月13日	農 業

雄中選挙長告示第 4 号

平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙について、第 1 選挙区において届出のあった候補者が15人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

雄和中央土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 安 藤 一 郎

雄和中央土地改良区総代総選挙

第 2 選挙区選挙長 佐 藤 政 光

雄中選挙長告示第 6 号

平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙について、第 3 選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

雄和中央土地改良区総代総選挙

第 3 選挙区選挙長 山 内 善 美

雄中選挙長告示第 5 号

平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙について、第 2 選挙区において届出のあった候補者が 7 人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

雄中選挙長告示第 7 号

平成24年 4 月23日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成24年 4 月17日

雄和中央土地改良区総代総選挙

第1 選挙区選挙長 安 藤 一 郎
第2 選挙区選挙長 佐 藤 政 光
第3 選挙区選挙長 山 内 善 美

- 1 場所 秋田市雄和妙法字上大部23番地
雄和中央土地改良区
2 日時 平成24年 4 月24日 午後2 時

農 委 告 示

秋田市農委告示第5号

平成24年 4 月17日午後2 時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年 4 月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3 条の規定による許可申請に関する件（9 件）
2 農地法第4 条の規定による許可申請に関する件（2 件）
3 農地法第5 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
4 農用地利用集積計画（平成24年度第1 号）に関する件
5 平成24年度主要事業計画に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第12号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5 条の7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7 号）第9 条第3 号の規定により告示する。

平成24年 4 月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

- 1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 T A G U C H I コーポレーション	田口 剛一	秋田市太平中関字寺中7 番地

- 2 休止年月日

平成24年 4 月10日

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5 条第1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7 号）第9 条第1 号の規定により告示する。

平成24年 4 月23日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
秋 田 東 北 商 事 株 式 会 社	近藤 嘉之	秋田市卸町四丁目8 番9 号

- 2 指定年月日
平成24年 4 月20日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3 条第1 項の規定に基づき実施する平成24年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4 条第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月1 日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所別表のとおり

別表

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
小 松 真 紀	秋田組合総合病院
畑 澤 千 秋	秋田組合総合病院
畑 澤 孝 子	秋田組合総合病院
伊 藤 忠 彦	秋田組合総合病院
木 下 さやか	秋田組合総合病院
伊 藤 卓 洋	秋田組合総合病院
木 村 滋	秋田赤十字病院
後 藤 良 治	秋田赤十字病院
田 村 真 通	秋田赤十字病院
中 島 発 史	秋田赤十字病院
村 田 雅 彦	秋田赤十字病院
佐 藤 陽 子	秋田赤十字病院
太 田 翔 三	秋田赤十字病院
伊 藤 誠 人	秋田赤十字病院
山 田 俊 介	秋田赤十字病院
木 村 明 英	秋田赤十字病院
小 泉 ひろみ	市立秋田総合病院
武 田 修	市立秋田総合病院
石 田 和 子	市立秋田総合病院
米 山 法 子	市立秋田総合病院
高 橋 ま や	市立秋田総合病院
市 川 喜 一	市立秋田総合病院
渡 辺 新	中通総合病院
平 山 雅 士	中通総合病院
柳 澤 宗	アーク循環器クリニック
柳 澤 昌 子	アーク循環器クリニック
吉 田 節 朗	あきた駅前内科外科クリニック
渡 邊 秀 悦	飯島ファミリークリニック
石 田 明	石田小児科医院
石 田 明 子	石田内科医院
井 谷 修	井谷耳鼻咽喉科医院
佐々木 浩 一	一戸医院
稲 葉 宏 次	いなば内科胃腸科クリニック
後 藤 敦 子	今村記念クリニック
岩 崎 齊	岩崎医院
明 石 建	岩崎医院

榎 正 行	えのきこどもクリニック
榎 真美子	えのきこどもクリニック
大 野 忠	大野小児科医院
大 野 忠 行	大野小児科医院
櫻 庭 清	大町内科外科クリニック
島 仁	小川内科医院
小野崎 通 彦	おのざき小児科医院
高 橋 康	おのぼ高橋小児科クリニック
小 松 偉 子	加賀谷こども医院
加賀谷 学	かがや内科医院
片 岡 英	片岡内科医院
片 岡 仁 子	片岡内科医院
金 子 ミサヲ	金子医院
木 村 衛	木村内科クリニック
倉 光 智 之	くらみつ内科クリニック
桑 原 敏 行	桑原内科クリニック
阿 部 二 郎	健生クリニック
勝 田 光 明	御所野ひかりクリニック
勝 田 麻理子	御所野ひかりクリニック
細 谷 重 明	御所野内科クリニック
佐々木 剛 一	こどものクリニック
小 林 謙太郎	小林胃腸科内科
小 松 幹 雄	小松内科クリニック
莊 司 裕	さくら小児科医院
莊 司 靖 子	さくら小児科医院
佐々木 弥	佐々木内科・循環器科医院
笹 原 秀 明	笹原内科医院
堂 北 忍	佐藤内科医院
澤 口 博	澤口医院
島 田 堅 一	島田クリニック
島 田 俊 亮	島田クリニック
清 水 靖	清水産婦人科クリニック
木 村 康 徳	下浜診療所
白 根 研 二	白根病院
那 須 宏	白根病院
糸 賀 寛	白根病院
小野寺 佳 奈	白根病院
越 村 淳	白根病院
伊 藤 紘 朗	白根病院
鈴 木 裕 之	すずきクリニック
鈴 木 雪 子	すずきクリニック
須 藤 明 子	須藤医院

須 藤 宏 久	須藤医院
銭 谷 明	銭谷内科胃腸科クリニック
苗 村 双 葉	外旭川サテライトクリニック
高 橋 郁 夫	たかはしこどもクリニック
高 橋 文 夫	高橋内科医院
田 近 武 彦	田近医院
土 田 蓉 子	土田小児科医院
遠 山 潤	遠山医院
高 橋 徹	とおる内科医院
中 込 恵美子	中込内科循環器科クリニック
中 込 晃	中込内科医院
西 宮 藤 彦	にしのみやこども医院
橋 爪 隆 弘	はしづめクリニック
橋 本 禎 嗣	橋本愛隣医院
濱 島 由 紀	濱島医院
原 田 健 二	はらだ小児科医院
石 川 正 道	広面ファミリークリニック
福 島 幸 隆	福島内科医院
藤 盛 亮 寿	藤盛レディースクリニック
本 間 真紀子	本間医院
真 崎 雅 和	真崎耳鼻咽喉科医院
松 浦 麗 子	松浦医院
三 浦 靖 徳	三浦小児科・内科医院
湊 元 志	湊小児科医院
鈴 木 信 愛	港町内科皮膚科
村 山 仁	村山クリニック
森 川 昌 利	森川内科・呼吸器科クリニック
安 岡 健 二	やすおか小児科医院
柳 田 龍 一	柳田医院
俵 谷 博 信	やばせ内科クリニック
山 岸 逸 郎	山岸クリニック
吉 田 司	吉田胃腸科内科クリニック
日 下 尚 志	雄和さくらクリニック
綿 貫 桃 代	わたぬき小児科医院

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定に基づき実施する平成24年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接 種 の 方 法 と 回 数
ジフテリア 百日せき 破傷風 第 1 期	生後 3 月から90月に至るまでの間にある者	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを接種する場合は、20日から56日までの間隔をおいて 3 回、 3 回目の接種終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種する場合は、20日から56日までの間隔をおいて 2 回、 2 回目の接種終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。

ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者 (小学校就学前の1年間にある者)	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
日本脳炎 第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを6日から28日までの間隔をおいて2回接種し、2回目の接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする（3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。）。
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
結核 (BCG)	生後6月に至るまでの間にある者	経皮接種用BCGワクチンの懸濁液を上腕外側の中央部に滴下し管針により2箇接種する。

※ 日本脳炎第1期、第2期の特例対象者として、平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた者で、20歳未満にある者も対象者とする。

2 予防接種を行う期日、場所

- (1) 期日 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日
(2) 場所 別表のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
(2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
(3) 明らかな発熱を呈している者
(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
(6) 麻しんおよび風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
(7) 麻しん、風しん、BCG、ポリオ、おたふくかぜおよび水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔をおいていない者

- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔をおいていない者

- (9) 輸血やガンマグロブリンの投与後3か月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6か月）を経ていない者
(10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
(2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(3) 過去にけいれんの既往のある者
(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
(5) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う卵および抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 予防接種料金 無料

別表

医療機関名	所在地	実施する予防接種の種類								
		三混	二混	麻風 1期	麻風 2期	麻風 3期	麻風 4期	日脳 1期	日脳 2期	BCG
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1		○			○	○			
あきた駅前内外科クリニック	秋田市千秋久保田町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号		○		○	○	○		○	

石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石田内科医院	秋田市保戸野中町 6 番48号		○			○	○			
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地 1		○	○	○	○	○			
一戸医院	秋田市新屋大川町 9 番 7 号					○	○			
いなば内科胃腸科クリニック	秋田市外旭川字待合14番地 3			○	○	○	○			
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大野小児科医院	秋田市南通築地 2 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目 2 番23号					○	○			
小川内科医院	秋田市中通三丁目 3 番55号					○	○			
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目 7 番22号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号					○	○			
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号					○	○			
桑原内科クリニック	秋田市榎山登町 5 番28号		○			○	○		○	
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号					○	○			
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地 1	○	○	○	○	○	○			
御所野内科クリニック	秋田市御所野元町五丁目 3 番 5 号		○	○	○	○	○			
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	○	○	○	○	○	○	○	○	
小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号		○			○	○		○	
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目 1 番11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目 5 番38号		○			○	○			
笹原内科医院	秋田市大町三丁目 4 番41号		○			○	○		○	
佐藤内科医院	秋田市將軍野南一丁目10番55号		○			○	○			
澤口医院	秋田市八橋三和町14番 6 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島田クリニック	秋田市川元山下町 7 番21号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清水産婦人科クリニック	秋田市広面字糠塚116番地 1					○	○			
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	○	○	○	○	○	○	○	○	
白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号						○			
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須藤医院	秋田市広面字樋口18番地15		○			○	○			
銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町 1 番64号					○	○			
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町 4 番47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋内科医院	秋田市桜四丁目 1 番 1 号	○	○	○	○	○	○	○	○	
田近医院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号		○		○	○	○	○	○	
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目 1 番 3 － 2 号	○	○	○	○	○	○			
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号	○	○	○	○	○	○	○	○	
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	○	○	○	○	○	○	○	○	
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はしづめクリニック	秋田市山王新町19番28号		○			○	○		○	
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町 2 番16号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号	○	○		○	○	○	○	○	

藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町 4 番 1 号アルヴェ 4 階		○			○	○			
本間医院	秋田市山王中園町 3 番14号	○	○	○	○	○	○	○		
真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目 8 番 3 号		○		○	○	○			
松浦医院	秋田市將軍野南一丁目14番73号					○	○			
三浦小児科・内科医院	秋田市新屋勝平町 2 番25号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湊小児科医院	秋田市中通五丁目 7 番34号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	○				○	○			
村山クリニック	秋田市將軍野南五丁目12番19号	○	○	○	○	○	○	○	○	
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町 3 番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番 9 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柳田医院	秋田市手形田中 4 番15号		○			○	○	○	○	
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目 8 番31号					○	○	○	○	
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号					○	○			
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 4 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については、仕様書（省略）参照）
秋田市太平山自然学習センター小中学校送迎バス賃貸借
- (2) 委託場所
秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マントラメ 227番地 1）
- (3) 委託期間
平成24年 5 月 7 日から平成25年 2 月28日まで
- (4) 入札参加要件
 - ア 全日程の送迎が可能であること。
 - イ 大型 5 台および中型 1 台以上のバスを保有していること。
 - ウ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
 - エ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。
 - オ 租税に滞納がないこと。
 - カ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
 - キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 4 月20日(金) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市太平山自然学習センター「まんだらめ」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成24年 4 月23日(月)から同月26日(木)までの間
- (5) 入札時の注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たって、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書には、大型車と中型車各 1 台分（学校から秋田市太平山自然学習センター間の片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間 平成24年 4 月 5 日(木)から同月11日(水)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、4 月 9 日(月)は休館日のため不可
- (2) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マントラメ 227番地 1)
- (3) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、平成 24 年 1 月 1 日以降に取り寄せたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。）
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
 - イ 業務実績調書（様式 2）
 - ウ 営業経歴書（様式 3）
 - エ 納税証明書（秋田市に納税していること。）
 - (ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）
 - カ その他
 - (ア) 入札参加要件「1 の(4)のイおよびウ」の証明できる書類
 - (イ) 送迎バスの車種および車内図の分かる書類
- (4) その他
 - ア 申込書等は、当センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。 4 指名に関する事項 (1) 入札参加希望者のうち、資格を満たしている者に指名通知する。 (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には、入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。 (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成24年 4 月13日(金)までに電子メール等により送付する。 5 その他 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。 (2) 提出された申込書等は、返却しない。 (3) 申込書等の提出に関する問合せ先 秋田市太平山自然学習センター「まんだらめ」 電話 018-827-2171 秋田市公告 秋田県知事から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画道路の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 平成24年 4 月 6 日 秋田市長 穂 積 志 1 都市計画の種類および名称 河辺都市計画道路 3・3・2号 前田和田 1 号線 2 都市計画の縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課 秋田市公告 秋田県知事から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画道路の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 平成24年 4 月 6 日 秋田市長 穂 積 志 1 都市計画の種類および名称 秋田都市計画道路 3・3・5号 新屋豊岩線 秋田都市計画道路 3・4・23号 新屋十軒町線 秋田都市計画道路 3・4・30号 新屋浜田線 秋田都市計画道路 3・4・53号 豊岩仁井田線 2 都市計画の縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課 秋田市公告 秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙（省略）に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。 平成24年 4 月10日 秋田市長 穂 積 志 1 撤去し、保管した自転車等 (1) 放置されていた場所および台数（84台） 追分駅前自転車等駐車場 32台	上飯島駅自転車等駐車場 2 台 土崎駅前自転車等駐車場 4 台 土崎図書館前自転車等駐車場 11台 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 3 台 新屋駅前自転車等駐車場 11台 秋田駅西地下自転車駐車場 2 台 秋田駅東自転車等駐車場 9 台 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 1 台 牛島駅東自転車等駐車場 7 台 下浜駅前自転車等駐車場 1 台 大張野駅自転車等駐車場 1 台 (2) 撤去し、保管した年月日 平成24年 3 月26日 (3) 返還を行う時間および場所 ア 時間 午前 9 時から午後 5 時まで イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場 (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 平成24年 4 月24日から同年10月24日まで （ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。） 2 返還を受けるために必要な事項 自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。 3 自転車等の処分 この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。 4 問合せ先 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035 秋田市公告 次のとおり秋田市文化会館大小ホール舞台調光設備改修工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので、公告する。 平成24年 4 月17日 秋田市長 穂 積 志 1 入札に付する事項 (1) 本工事は、共同企業体による工事である。 (2) 工 事 番 号 教育 第 1 号 (3) 工 事 名 秋田市文化会館大小ホール舞台調光設備改修工事 (4) 工 事 場 所 秋田市山王七丁目 3 番 1 号 (5) 工 事 概 要 舞台調光設備 幹線設備 動力設備 電灯設備 空調設備 コンセント設備 内装工事 (6) 工 事 期 限 平成25年 3 月21日(木) (7) 予 定 価 格 239,800,000円（消費税別） (8) 開 札 予 定 期 日 平成24年 5 月23日(水) (9) 仮契約予定期日 平成24年 5 月25日(金) (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。 (11) 注 意 事 項 ア 入札は、電子入札により執行する。
---	---

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の電気工事に登録されていること。

イ 電気工事業における特定建設業の許可を有すること。

ウ 過去20年以内に座席数1,000席以上を備えたホールでの舞台調光設備改修工事で、請負金額1億5千万円以上の元請実績があること。

エ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

オ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。

イ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

ウ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年5月7日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（電気工事について、元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、

それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年4月17日(火)から同年5月7日(月)までの土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年5月15日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年5月15日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月24日(水)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（秋田市役所山王別館1階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成24年4月17日(火)から同年5月16日(水)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 22,900円（設計書700円、図面22,200円）（税込み）（CD-ROM 有（1枚1,000円））

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年5月16日(水)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に、販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

(8) 閲覧期間 平成24年4月17日(火)から同年5月22日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり秋田公立美術大学（仮称）施設整備建築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので、公告する。

平成24年 4 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第1号
- (3) 工 事 名 秋田公立美術大学（仮称）施設整備建築工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市新屋大川町12番3号
- (5) 工 事 概 要 創作工房棟改修
木造一部二階建て 963㎡
彫刻実習棟（仮称）新築
鉄骨造平屋建て 214㎡
サークル棟（仮称）新築
鉄骨造二階建て 624㎡
研究棟増築
RC造三階建て 495㎡
- (6) 工 事 期 限 平成25年 3 月15日(金)
- (7) 予 定 価 格 347,892,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定期日 平成24年 5 月16日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成24年 5 月18日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注 意 事 項

- ア この入札は、電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
なお、電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「産業廃棄物税相当額」は、直接工事費へ算入すること。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 当該工種の総合点数が850点以上であること。
- エ 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。
- オ 建築工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
- カ 建設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
- キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級又はB級に等級格付されていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ又はA級とB級それぞれ1社の組合せとすること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
- エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年 4 月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
ウ 施工実績調書（建築工事について、元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成24年 4 月17日(火)から同月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年 5 月 8 日(火)に電子入札システムを使用して、3 の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年 5 月 8 日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月17日(木)午後 5 時まで返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目 2 番35号（秋田市役所山王別館 1 階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成24年 4 月17日(火)から同年 5 月 9 日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1 式 70,770円（設計書5,370円、図面65,400円）（税込み）（CD-ROM 有（1 枚1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年 5 月 9 日(木)までに F A X で販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に、販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成24年 4 月17日(火)から同年 5 月15日(火)午後 3 時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり市道本田妙法線本田橋架替工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので、公告する。

平成24年 4 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 道橋梁 第 1 号
- (3) 工 事 名 市道本田妙法線本田橋架替工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市雄和田草川字本田地内
- (5) 工 事 概 要 施工延長 L=147.00m W=8.7m (7.5 m) 上部工
桁製作工 1 式
桁架設工 1 式
P C床版工 1 式
高欄工 1 式
- (6) 工 事 期 限 平成25年 9 月30日(月)
- (7) 予 定 価 格 285,639,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定期日 平成24年 5 月16日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成24年 5 月18日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注 意 事 項

ア 入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

なお、電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「(工場製作原価)」は、直接工事費へ算入すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1 回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者 2 社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事の A 級に等級格付されていること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1 級に該当する技術者が 3 人以上いること。

ウ 当該工種の総合点数が850点以上であること。

エ 土木事業における特定建設業の許可を有すること。

オ 土木事業の許可を有しての営業年数が 6 年以上であること。

カ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格

- 停止期間中の者でないこと。
- 代表者以外の構成員要件
- ア 公告日時において、秋田市の鋼構造物工事のA級に等級格付されていること。
- イ 鋼構造物工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- ウ 鋼構造物工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

実績要件

共同企業体のいずれかの構成員が、過去5年間に多径間鋼橋製作・架設の施工実績があること。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年4月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
- ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
- エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
- オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出
- 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
- 申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年4月17日(火)から同月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年5月8日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年5月8日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月17日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号（秋田市役所山王別館1階）

電 話 018-863-2581

F A X 018-863-6556

- (3) 販売期間 平成24年4月17日(火)から同年5月9日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 5,430円（税込み）（CD-ROM有（1枚1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年5月9日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に、販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成24年4月17日(火)から同年5月15日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成23年11月17日付け秋田市指令第4072号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
ホームック株式会社
代表取締役 石黒 靖規
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市広面字鍋沼59番の1の内、59番12の内、59番13の内、60番1、60番2、61番1、61番2、62番1、62番2、63番1、63番2、64番1、64番2、64番3の内、65番1、66番1、67番1、68番1、69番1、69番5、69番6、93番2、94番1、94番2、95番、96番1、96番2および60番1地先水路

秋田市公告

泉・外旭川新駅（仮称）整備効果等調査業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成24年4月18日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

泉・外旭川新駅（仮称）整備効果等調査業務委託

(2) 業務内容

J R秋田駅－土崎駅間に位置する泉・外旭川地区に新駅を設置した場合の多面的効果や影響等を明らかにし、新駅構想の在り方（方向性）の検討に必要な基礎資料とするものである。

(3) 業務期間

契約締結日から平成24年10月31日まで

(4) 業務規模

業務に関する費用は、4,455,150円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。

(3) 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所を有している者であること。

(4) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、「都市計画及び地方計画」又は「鉄道」に登録している者であること。

(5) 過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績を有する者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒010－8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課交通政策担当
直通 018－866－2085 F A X 018－866－8814
E-mail ro-urtp@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間

平成24年4月18日(水)から同月26日(木)まで

イ 交付方法

実施要領は、交通政策課ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）。)

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成24年4月26日(木)午後5時

イ 提出場所 上記3の(1)に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く、平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成24年5月14日(月)午後5時

イ 提出場所 上記3の(1)に同じ

ウ 提出方法 上記3の(3)のウに同じ

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから、泉・外旭川新駅（仮称）整備効果等調査業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて、市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年4月24日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

ア 業務委託名 国民健康保険被保険者証更新業務

イ 履行期間 契約日から平成24年9月30日まで

(2) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有すること。

イ 過去2年の間に本業務と同一内容の契約を履行したことがあること。

ウ 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。

エ 本市の指名停止期間中でないこと。

オ 公募内容および仕様書で示した内容のとおりに、本業務の履行が可能である者（入札後に業者側の都合による変更は認めない。）

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年5月21日(月) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所別館 互助会会議室

(3) 入札保証金 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、本業務の入札要件に該当するときは免除する。

(4) 契約日 落札日から平成24年5月23日(木)まで（予定）

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費

税および地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記入すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5 月 8 日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 営業経歴書

ウ 実績調書

エ 納税証明書（平成23年度）

- (ア) 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座により納付している場合は、納税課で交付する「市民税振替済のお知らせ」の提出でも可

・消費税および地方消費税（税務署で、「未納税額がないこと用（その他 3）」の発行を受けること。）

- (イ) 消費税および地方消費税がない場合は、直近の営業年度のもの

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

- (ウ) 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

オ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

カ 個人情報保護に関する資格証明書

キ 作業計画書（作業施設の所在地および所有者を明記すること。）

ク 個人情報の輸送について講じている安全対策および輸送に関する計画書

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 4 月25日(火)から同年 5 月 2 日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時30分まで

イ 受付場所 秋田市市民生活部国保年金課国保年金資格担当

ウ 申請用紙 秋田市市民生活部国保年金課ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果通知については、平成24年 5 月17日(木)までに通知する。

5 その他

- (1) 提出された申込書等は、返却しない。

- (2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、

その全部又は大部分を一括して第三者に委任させてはならない。なお、一部の業務を第三者に委託又は請け負わせる場合は、外部委託の報告書、個人情報保護に関する資格証明書および営業履歴書を契約締結時に求める。

- (4) 仕様書中、別紙 1（省略）から別紙 9（省略）の資料の配布および質問の受付は、平成24年 4 月25日(火)から同年 5 月 2 日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時30分までに秋田市市民生活部国保年金課において行う。

- (5) 仕様書等についての質問は、質問書で提出するものとする。質問書様式については、秋田市ホームページから入手すること。

- (6) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市市民生活部国保年金課国保年金資格担当

電話 018-866-2097

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成24年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番 1 号

秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第 1 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号

秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間 平成24年 4 月26日から同年 5 月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中 隆史

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン秋田中央店

所在地 秋田県秋田市榎山川口境62番7 外7 筆
- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(ア) 変更前 みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 衛藤 博啓

(イ) 変更後 みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 野中 隆史
- イ 大規模小売店舗の名称

(ア) 変更前 秋田サティ

(イ) 変更後 イオン秋田中央店
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 変更前 株式会社マイカル

代表取締役 松井 博史

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

(イ) 変更後 イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (4) 変更年月日

1 (3)アについては平成20年 6 月26日、イおよびウについては平成23年 3 月 1 日
- (5) 変更理由

大規模小売店舗設置者の代表者名の変更、大規模小売店舗の名称の変更、小売業者の社名・代表者名の変更のため
- 2 届出年月日 平成24年 4 月19日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成24年 4 月25日から同年 8 月25日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中 隆史

- 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン秋田中央店

所在地 秋田県秋田市榎山川口境62番7 外7 筆
- (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(ア) 変更前 午前 9 時

※年間10日間は午前 7 時

(イ) 変更後 午前 8 時

※年間10日間は午前 7 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 変更前

駐車場（駐車場棟、店舗屋上駐車場、平面駐車場）

駐車可能時間帯 午前 8 時から午後11時30分まで

※ただし、年間10日は午前 6 時から使用

年間10日は午前 7 時から使用

※ただし、平日は駐車場棟の 5 階、6 階、R 階は午前 9 時から午後 9 時まで

(イ) 変更後

駐車場（駐車場棟、店舗屋上駐車場、平面駐車場）

駐車可能時間帯 午前 7 時から午後11時30分まで

※ただし、年間10日は午前 6 時から使用
- ウ 荷捌き可能時間帯

(ア) 変更前 午前 7 時から午後 8 時まで

(イ) 変更後 午前 6 時から午後 8 時まで
- (4) 変更年月日 平成24年 4 月27日
- (5) 変更理由 営業機会の拡大のため
- 2 届出年月日 平成24年 4 月19日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成24年 4 月25日から同年 8 月25日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成24年 4 月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

委託名	委託箇所	履行期間	入札参加要件
如斯亭庭園管理業務委託	秋田市旭川南町86番13号外	着手日から平成25年 3 月28日まで	① 文化財庭園（国指定名勝）の管理委託に実績があること。 ② 文化財に指定され、伝統的な日本庭園（名勝）の保存に当たっている「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格を有する造園技能士を有していること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店および営業所を有し、造園業を営んでいる者であること。
- イ 地方自治法施行令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望するものは、平成24年5月10日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 文化財庭園（国指定名勝）整備の実績調書（様式2）（契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付）
- ウ 「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格者であることを証する書類（会員証等の写しを添付）

エ 納税証明書 写し可

- (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本 写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年4月27日(金)から同年5月10日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年5月21日(月) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市職員研修棟（市役所本庁舎後）第2研修室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年5月23日(木)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成24年5月17日(木)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成24年4月27日(金)から同年5月18日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問合せ先

秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4F

秋田市教育委員会文化振興室

電話 018-866-2246

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地画整理事業において、下記の者に対する土地画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による工作物等の移転通知および照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第2項が準用する同法第77条第5項の規定により書類の送付に代えて通知の内容が下記2の場所に掲示されていることを公告する。

平成24年4月27日

秋田都市計画事業

秋田駅東第三地区土地画整理事業

施行者 秋田市

代表者 秋田市長 穂 積 志
記

1 書類の送付を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市手形字西谷地203番地2

氏名 野呂田 国男

2 掲示板の所在地

秋田市手形字山崎44番地3

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地画整理事業において、次の者に対する土地画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による工作物等の移転通知および照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第2項が準用する同法第77条第5項の規定により書類の送付に代えて、その通知の内容が秋田市手形字山崎44番地3秋田駅東地区土地画整理工事事務所の掲示板に掲示されている。

平成24年4月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市手形字西谷地203番地2 野呂田 国男

選 管 公 告

秋市選管公告

平成23年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙の

とおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

平成24年 4 月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

平成23年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成23年 6 月 7 日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 中 田 正 博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6－16－12
利用目的の概要	第17回統一地方選挙に関する意識調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第56投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	平成23年 6 月29日
申出者の氏名	朝日新聞社秋田総局 前 多 健 吾
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王 2－1－46
利用目的の概要	政治や選挙などに関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第63、第107投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	平成23年 7 月20日
申出者の氏名	読売新聞東京本社編集局世論調査部長 原 田 哲 哉
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6－17－1
利用目的の概要	読売全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第1、第53投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	平成23年 8 月23日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 中 田 正 博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6－16－12
利用目的の概要	時事世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第13投票区の選挙人名簿登録者

5

閲覧の年月日	平成23年 9 月16日
申出者の氏名	株式会社日本リサーチセンター代表取締役 鈴 木 稲 博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町 2－7－1
利用目的の概要	日本人の社会的期待と制度に関する世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第55投票区までの選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	平成23年 9 月27日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社社長 石 川 聰
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋 1－7－1
利用目的の概要	日本世論調査会全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第8、第19、第28、第34、第62、第80投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	平成23年11月30日
申出者の氏名	朝日新聞社秋田総局 前 多 健 吾
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王 2 - 1 - 46
利用目的の概要	政治・選挙などの意識に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第35、第80投票区の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	平成24年 2 月23日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 中 田 正 博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6 - 16 - 12
利用目的の概要	時事世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第43、第44、第45投票区の選挙人名簿登録者

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入

札参加希望者を公募する。
平成24年 4 月13日
秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納品場所	履行期間
単価 第27号	平成24年度被服単価契約 安全靴購入	秋田市上下水道局	契約日から平成25年 3 月31日まで
単価 第28号	平成24年度被服単価契約 作業服（上）購入		
単価 第29号	平成24年度被服単価契約 作業服（下）購入		
単価 第30号	平成24年度被服単価契約 ツータックラットズボン購入		
単価 第31号	平成24年度被服単価契約 長袖シャツ購入		
単価 第32号	平成24年度被服単価契約 半袖シャツ購入		
単価 第33号	平成24年度被服単価契約 夏用作業ズボン購入		
単価 第34号	平成24年度被服単価契約 作業帽購入		
単価 第35号	平成24年度被服単価契約 事務服（ジャケット）購入		
単価 第36号	平成24年度被服単価契約 事務服（ベスト）購入		
単価 第37号	平成24年度被服単価契約 事務服（スカート）購入		
単価 第38号	平成24年度被服単価契約 夏衣（上衣）購入		
単価 第39号	平成24年度被服単価契約 夏衣（スカート）購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 4 月25日(水)
単価第27号 午前10時30分
単価第28号から単価第39号まで
午前10時40分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

- 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 4 月27日(金)
- (5) 入 札 金 額 入札書には、1 足、1 着、1 本および 1 個当たりの価格を記載すること。
- (6) 注 意 事 項
- ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 4 月24日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 4 月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 4 月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年 4 月25日(水)から同月26日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成24年 4 月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第2号	自記録水圧測定器購入	秋田市上下水道局	平成24年 6 月29日	3 に記載

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 5 月 8 日(火) 午前10時15分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

(4) 契約予定日 平成24年 5 月10日(木)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。

(2) 地方自治体又は企業等に対し、自記録水圧測定器の納入実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(7) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 4 月24日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 4 月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成24年 4 月13日(金)から同年 5 月 7 日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後

- 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 4 月27日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 4 月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第58号	水道週間 P R イベント会場設営等委託	秋田市庁舎ベランダ、秋田駅前アゴラ広場および仲小路	契約日から平成24年 6 月 8 日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 秋田県内においてイベントの開催又はイベント会場の設営業務等の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5 月 8 日(火) 午前10時50分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 5 月10日(水)
- (5) 注 意 事 項
- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 4 月24日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
- ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
- イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証

- 明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 4 月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 4 月13日(金)から同年 5 月 7 日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第57号	流域下水道流入水水質調査	秋田市寺内字蛭根地内外10箇所	契約日から平成24年12月25日まで	次の①および③までの要件を満たしていること。 ① 計量証明事業者の登録（事業区分濃度）をしており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 秋田県内の流域下水道流入水において水質分析の業務実績があること。 ③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を本業務に配置できること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5 月 8 日(火) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 5 月10日(水)
- (5) 注意事項
ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 4 月27日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 4 月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件
(1) 租税に滞納がないこと。
(2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 入札参加申込みに関する事項
(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 4 月24日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
 (イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
 (ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写しおよび酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証の写し
 イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
 (ア) 入札参加申込書（様式 1）
 (イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
 (ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写しおよび酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証の写し
 (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）
 (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 4 月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 4 月13日(金)から同年 5 月 7 日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 4 月27日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 4 月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第 1 号	相関式漏水探知器 購入	秋田市上 下水道局	平成24年 6 月11日	3 に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5 月 8 日(火) 午前10時
 (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
 (4) 契約予定日 平成24年 5 月10日(木)
 (5) 注 意 事 項

ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
 (2) 地方自治体又は企業等に対し、相関式漏水探知器の納入実績があること。
 (3) 租税に滞納がないこと。
 (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 (7) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 4 月24日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
 (イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
 (イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
 (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）
 (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 4 月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 4 月13日(金)から同年 5 月 7 日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 4 月27日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 4 月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期間
単価 第24号	水質検査用アルゴンガス購入	浄水課水質管理室（豊岩浄水場内）	契約日から 平成 25 年 3 月31日まで
単価 第25号	水質検査用ヘリウムガス購入		
単価 第26号	水質検査用室素ガス購入		

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 4 月25日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 4 月27日(金)

- (5) 入札金額 入札書には、7 m³ガスボンベ 1 本当たりの価格を記載すること。

(6) 注意事項

- ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 4 月24日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 4 月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 4 月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 4 月25日(火)から同月26日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成24年 4 月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限	入 札 参加要件
第 3 号	新品メーター購入 (13mm～100mm)	秋田市上下水道局 資材倉庫	第 1 回目納期 平成24年 6 月 30日 第 2 回目納期 平成24年 8 月 31日	3 に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5 月15日(火) 午後 1 時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 5 月17日(休)
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治体に対し、新品水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5 月 8 日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式 1）

(イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式 1）

(イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 4 月20日(金)から同年 5 月 8 日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 4 月20日(金)から同年 5 月14日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 5 月11日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 4 月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第59号 減圧弁保守点検業務 委託	八橋運動公園地内外 9 箇所	平成24年 7 月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事 A 級 ② 秋田県内の水道施設において、減圧弁点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事 A 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事の A 級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5 月 9 日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 5 月14日(月)
- (5) 注意事項
- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5 月 8 日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略）））を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 4 月20日(金)から同年 5 月 8 日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 4 月20日(金)から同年 5 月 8 日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 5 月 9 日(火)から同月10日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式 4（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 4 月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第60号	送・配水幹線付属設備保守 点検業務委託	八橋運動公園地内外120 箇所	平成24年 9 月28日	水道施設工事 A 級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事 A 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から水道施設工事の A 級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- キ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5 月 9 日(木) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 5 月14日(月)
- (5) 注意事項
- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あると

きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5 月 8 日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という（別記様式 1（省略）））を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

ア 受付期間 平成24年 4 月20日(金)から同年 5 月 8 日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 4 月20日(金)から同年 5 月 8 日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年 5 月 9 日(木)から同月10日(金)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 4 月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第61号	浄水場・配水場草刈業務委託	浄水場、配水場等施設	契約日から平成24年10月31日まで	造園工事A級 (基本的要件については、別に記載)
第62号	送配水管路敷他草刈業務委託	秋田市仁井田新中島地内外71箇所	契約日から平成24年11月30日まで	造園工事A級 (基本的要件については、別に記載)
第63号	下水道敷地草刈業務委託	草生津川左岸7号幹線敷地外17箇所	契約日から平成24年10月17日まで	造園工事B級 (基本的要件については、別に記載)
第64号	秋田市上下水道局敷地内樹木育成管理業務委託	秋田市上下水道局敷地内	契約日から平成25年3月31日まで	造園工事B級 (基本的要件については、別に記載)
第65号	八橋下水道終末処理場樹木・芝生保守管理業務委託	八橋下水道終末処理場敷地内	契約日から平成25年3月26日まで	造園工事B級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「造園工事A級」又は「造園工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から造園工事のA級又はB級に等級格付されている者という。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 5 月16日(水)

委託第61号 午前10時

委託第62号 午前10時20分

委託第63号 午前10時40分

委託第64号 午前11時

委託第65号 午前11時20分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年 5 月18日(金)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5 月15日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という（別記様式1（省略）））。を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

ア 受付期間 平成24年 4 月27日(金)から同年 5 月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 4 月27日(金)から同年 5 月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 5 月16日(水)から同月17日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 4 月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第66号 電気防食装置保守点 検業務委託	秋田市仁井田字新中島地 内（手形山送水管）外23 箇所	平成24年 7 月31日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に電気工事で登録していること。 ② 電気防食工事の施工実績および電気防食装置の保守点 検等の実績があること。 ③ 社団法人日本防錆技術協会認定の「防錆管理士」（施 設防食科）の資格者を本業務に配置できること。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 電気工事について資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること（「防錆管理士」と兼務可）。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5 月16日(水) 午後 1 時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 5 月18日(金)
- (5) 注意事項
- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5 月15日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略）））を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 4 月27日(金)から同年 5 月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 4 月27日(金)から同年 5 月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成24年 5 月16日(水)から同月17日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式 4（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 4 月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第67号 ポンプ場計装設備点 検業務委託	秋田市大平台一丁目 32番 2 号（大平台ポ ンプ場）外12箇所	平成24年 8 月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事 A 級又は B 級 ② 秋田県内の水道施設（浄水場・ポンプ場外）において、計装設備工事および計装機器点検業務の元請実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事 A 級又は B 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事の A 級又は B 級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 電気工事について資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 5 月16日(水) 午前11時40分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻よし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 5 月18日(金)
- (5) 注意事項
- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価

- 格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 5 月15日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略）））。を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 4 月27日(金)から同年 5 月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 4 月27日(金)から同年 5 月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年 5 月16日(水)から同月17日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 施工実績調書（別記様式 4（省略））および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

